

○みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、みねサテライトオフィス誘致推進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、美祢市補助金交付規則（平成20年美祢市規則第62号）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内に情報通信技術産業等を営む企業等（以下「企業等」という。）のサテライトオフィスの立地を促進し、多様な人材との交流を通じた地域経済の活性化、雇用機会の創出及び働き方を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、サテライトオフィスとは、次の各号のいずれかに該当する業務を主として行う事務所をいう。

- (1) 本社機能の一部（総務部門等）を行う業務
- (2) 情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務
- (3) 各種設計、デザイン、編集等を行う業務
- (4) インターネットを活用した業務（eビジネス、eラーニング等）
- (5) 新製品の研究開発等を行う業務
- (6) 前各号に掲げる業務のほか、市長が特に必要と認める業務

(交付の対象及び補助率等)

第4条 市長は、別表に定める補助要件を満たす事業実施主体（以下「補助主体」という。）が行う同表に掲げる事業であって、他の補助事業が適用されない経費につき、当該補助主体に対し補助する。

2 補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする企業等は、別に定める日までに、みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 年度別事業計画表（別記様式第3号）
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) 定款の写し（法人のみ）

- (5) 直近の決算報告書又は確定申告書の写し
- (6) 不動産賃貸借契約書及び通信回線利用契約書の写し
- (7) 見積書（施設改修の申請者のみ）
- (8) 位置図、施設等平面図、現地写真
- (9) その他市長が特に必要と認める書類

2 補助主体は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金等の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、みねサテライトオフィス誘致補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により、当該申請を行った企業等に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定に基づく交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請書が提出されたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 市長は、前条第2項ただし書きによる交付申請書が提出されたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた企業等（以下「補助事業者」という。）は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、みねサテライトオフィス誘致推進補助金計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない

軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の増額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の10分の2以上に及ぶ変更
- (2) 事業の施行地の変更
- (3) 施設の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画の内容の大幅な変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、みねサテライトオフィス誘致推進補助金中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をした者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内（市長が別に期間を定めたときは、その期間内）に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は補助事業等を遂行することができなくなったとき（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について、補助金等を交付することができる。

- (1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
- (2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む）は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、みねサテライトオフィス誘致推進補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 不動産賃貸借契約書及び通信回線利用契約書の写し（変更があった場合のみ）

- (2) 実施状況写真又は完成写真（該当する場合のみ）
- (3) 請求書、領収書等の写し（経費の明細が記載されたもの）

2 補助事業者は、前項に規定された実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

（是正のための措置）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) この告示又はこの告示の規定に基づく処分に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、第10条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、概算払いにより交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、みねサテライトオフィス誘致推進補助金精算（概算）払請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【補助要件】

- 1 市外の企業等が、本拠とは別に市内へサテライトオフィスを開設すること。
- 2 美祢市と企業等の間に開設に関する協定等を締結すること。
- 3 会社常勤役員又は雇用期間の定めのない労働者（以下「常用雇用者」という。）が当該サテライトオフィスに1人以上常駐し、以下のいずれかの要件を満たしていること。
 - (1) 新規雇用により、市内に住民票のある会社常勤役員又は常用雇用者が、6月以上の勤務実績（協定締結前の準備期間を含める。以下同じ。）を有すること。
 - (2) 県外本社等の会社常勤役員又は常用雇用者が、人事異動により市内に移転した場合は、住民票を移動してから1年以上の勤務実績を有すること。
- 4 企業等は申請時点において、1年以上同種の事業等を営んでいること。
- 5 企業等は、市内に常駐し、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと。
- 6 企業等が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること。
- 7 対象経費について重複して、他の補助金を受けていないこと。

【対象経費・補助率等】

区分	補助対象経費	補助率	事業実施	補助限度額	補助対象期間
----	--------	-----	------	-------	--------

			主体		
各種使用料 ・賃借料	サテライトオフィスで使用する通信回線の使用に要する経費	10 / 10 以内	企業等	上限額 年 1,200 千円	操業開始※1 から3年以内
	サテライトオフィス(同一敷地内の駐車場を含む。)として利用する不動産の賃借料(敷金、礼金、共益費等に係る経費を除く。)			上限額 年 1,200 千円	
施設改修費	通信回線の改修 建屋等の改修 (市内事業者を活用した経費)	10 / 10 以内		企業等	上限 5,000 千円 下限 2,000 千円
	通信回線の改修 建屋等の改修 (市外事業者を活用した経費)	2 / 3 以内			

※1 市内に住民票のある従業員が常駐して業務を開始していることを要件として、企業が定めた日

※2 美祢市と企業等の間に開設に関する協定等が締結された日

別記様式第1号（第5条関係）

みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企業等名
代表者氏名
連絡先

みねサテライトオフィス誘致推進補助金に係る事業を実施したいので、みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 事業の目的

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 年度別事業計画表（別記様式第3号）
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) 定款の写し（法人のみ）
- (5) 直近の決算報告書又は確定申告書の写し
- (6) 不動産賃貸借契約書及び通信回線利用契約書の写し
- (7) 見積書（施設改修の申請者のみ）
- (8) 位置図、施設等平面図、現地写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

1 事業計画書

事業実施主体の概要

本社所在地	
支店等	
設立年月	
業種等	【日本標準産業分類上】
従業員数	
売上高	

2 事業計画の概要

施行地	
事業目的	
事業計画及びその内容	
開設年月日	年 月 日
事業期間	(着手) 年 月 日 ~ (完了) 年 月 日

別記様式第3号（第5条関係）

年度別事業計画表

（単位：千円）

年度	事業内容	事業費（税抜金額）		事業費負担区分	
				市補助金	企業等
年度		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			
年度		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			
年度		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			
計		通信回線 使用料			
		不動産 賃借料			
		施設改修 経費			
		計			

別記様式第4号（第6条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

美祢市長



みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みねサテライトオフィス誘致推進補助金について、下記のとおり交付（不交付）を決定しましたので、みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

なお、交付決定の場合は事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 条件等
- 3 不交付の理由（不交付の場合）

別記様式第5号（第7条関係）

みねサテライトオフィス誘致推進補助金計画変更承認申請書

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企業等名
代表者氏名

年 月 日付け美祢市指令商第 号により交付決定通知のあった、みねサテライトオフィス誘致推進補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更申請額 金 円
(既交付決定額 金 円)

2 計画変更の理由

3 変更の内容

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）※当初提出した内容と変更がある場合のみ
- (2) 事業計画表（別記様式第3号）※交付決定額の変更を伴う事業費の変更
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第7条関係）

みねサテライトオフィス誘致推進補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企業等名
代表者氏名

年 月 日付け美祢市指令商第 号により交付決定通知のあった、みねサテライトオフィス誘致推進補助金に係る事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業施行地
- 3 事業の中止（廃止）の理由

別記様式第7号（第10条関係）

みねサテライトオフィス誘致推進補助金実績報告書

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企業等名
代表者氏名

年 月 日付け美祢市指令商第 号により（変更）交付決定通知のあった、みねサテライトオフィス誘致推進補助金に係る事業が完了しましたので、みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|----------------|---|-----|
| 1 補助金（変更）交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金実績額 | 金 | 円 |
| 3 補助事業完了年月日 | 年 | 月 日 |

4 添付書類（以下のうち該当する書類を添付）

- (1) 不動産賃貸借契約書及び通信回線利用契約書の写し（変更があった場合のみ）
- (2) 実施状況写真又は完成写真（該当する場合のみ）
- (3) 請求書、領収書の写し（経費の明細が記載されたもの）

別記様式第8号（第13条関係）

みねサテライトオフィス誘致推進事業補助金確定通知書

年 月 日

様

美祢市長



年 月 日付けで報告のありました、みねサテライトオフィス誘致推進補助金に係る事業について、みねサテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助金の交付の額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

別記様式第9号（第14条関係）

概算払
精算払
みねサテライトオフィス誘致推進事業補助金 請求書

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所

企 業 等 名

代 表 者 氏 名

年 月 日付け美祢市指令商第 号で交付 決 定 通知のあった、みねサテラ
確 定

イトオフィス誘致推進補助金に係る事業について、みねサテライトオフィス誘致推進事業補

助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり 概算払
精算払 により交付くださるよう

請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込先口座

金融機関名			
本・支店名			
フリガナ		種 別	普通・当座
口座名義人			
口座番号			

第 10 号様式 (第 15 条関係)

年度 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

第 号
年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企 業 等 名
代 表 者 氏 名

みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (市長が確定通知書により通知した額) 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額 円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額 円
4. 補助金返還相当額 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。